

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和7年度松阪市生活困窮者等就労支援事業運営協議会定例会
2. 開 催 日 時	令和7年6月27日（金）午前9時30分～午前11時00分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所 議会棟 3 階 理事者控室
4. 出席者氏名	（委 員）※◎会長 三重労働局職業安定部長（山口大樹） 三重労働局訓練課長（土屋ゆり） 松阪公共職業安定所所長（石橋利宣） 松阪公共職業安定所統括職業指導官（高木俊宏） ◎松阪市福祉事務所長（谷中） 保護自立支援課長（原田） こども局こども未来課長（加藤） （事務局） 保護自立支援課 生活サポート係（上村・大川） （参考人） ハローワーク就労の広場ナビゲーター（山田美香） 生活相談支援センター（高田沙希） 以上 11 名
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市 健康福祉部 保護自立支援課 生活サポート係 担当者：上村、大川 電 話：0598 - 53 - 4670 F A X：0598 - 26 - 9113 e-mail：seikatsu@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 令和6年度「就労の広場 求職者相談コーナー」の実績について
2. 令和7年度事業実施計画（案）について
3. その他

議事録 別紙

令和 7 年度 松阪市生活困窮者等就労支援事業運営協議会定例会（概要）

日時：令和 7 年 6 月 27 日（金） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 00 分

場所：松阪市役所 議会棟 3 階 理事者控室

参加：松阪市福祉事務所長 谷中 靖彦

三重労働局 職業安定部長 山口 大樹、訓練課長 土屋 ゆり

松阪公共職業安定所長 石橋 利宣、統括職業指導官 高木 俊宏

松阪市福祉事務所 保護自立支援課長 原田 純弥

松阪市健康福祉部 こども局こども未来課長 加藤 知孝

就労の広場 就労ナビゲーター 山田 美香

生活相談支援センター 就労支援員 高田 沙希

（事務局）保護自立支援課 生活サポート係長 上村 言葉、係員 大川 航季

1. あいさつ

- ・会長あいさつ（福祉事務所長）
- ・会長代理あいさつ（三重労働局 職業安定部長）

2. 自己紹介

3. 協議事項

（1）令和 6 年度「就労の広場 求職者相談コーナー」の実績について

【事務局 説明】

- ・支援対象者数は 158 人で、前年度(140 人)に比べて 112.9%、職業相談延べ件数は 1,856 件で、前年度(1,360 件)に比べて 136.5%と大きく増加した。
- ・職業紹介件数は年間 327 件で、前年度(371 件)に比べ 88.1%となったが、就職者数は年間 137 件(紹介就職 88 人、自己就職 49 人)で、前年度(124 人)に比べて 110.5%となった。
- ・就労支援対象者数は目標値 180 人以上に対し実績が 158 人と達成率は 87.8%にとどまった。就職者数は目標値 123 人以上に対し実績は 137 人で達成率 111.4%となった。
- ・外国人求職相談件数は、新規相談件数が 2 件で、相談件数は年間 113 件あり、国別の内訳は資料記載のとおり（フィリピン国籍やペルー国籍の方が多い）。

【委員からの意見】

- ・特になし。

【保護自立支援課（生活保護）…実績と現状の説明】

- ・目標達成ができなかった。
- ・生活保護受給世帯である 1784 世帯のうち高齢者世帯が 1063 世帯と約 6 割にも上る。
- ・723 世帯が稼働世帯であるが稼働人数は 224 人である。

- ・重度の障がいを持たれている方や入院されているなどで働けない方を除いた約 250 人に、ハローワークで支援要請をお願いする。
- ・生活保護の申請相談が年々増しており、物価高騰を多くの方が訴えている。
- ・稼働世帯においては、早急に就労意欲の確認を行いハローワークと連携をし、目標件数 100 件の達成を目指す。

【こども未来課…実績と現状の説明】

- ・ひとり親家庭に対する就労支援として、必要な資格や技能を身につけるため、教育訓練講座を受講修了した場合に、その費用の一部を助成する、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金などを支給し支援を行っている。
- ・松阪市における児童数は年々減少傾向であり、令和 7 年度 4 月 1 日時点で 811 人と令和 5 年度から 1000 人を切る状況が続いている。
- ・ハローワーク等における就職活動支援機関の利用証明書を添付し届け出することで、児童扶養手当児童扶養手当の一部支給停止除外になるという取り組みを行っている。
- ・児童扶養手当の受給者に送付する現況届の通知書の中に、就労支援のチラシを入れて周知を図るとともに、離婚手続きに伴う児童扶養手当申請の際に就労に関する相談があった場合には、「就労の広場」を案内している。
- ・ひとり親家庭に対する就労支援（ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金）としては、必要な資格や技能を身につけるため、教育訓練講座を受講終了した場合に、その費用の一部を助成する技術支援や教育訓練給付金等を支給して支援を行っている。令和 6 年度の実績が 8 名。

【保護自立支援課（生活困窮）…実績と現状の説明】

- ・生活困窮者自立相談支援事業について新規ケースの 429 名で、継続件数 5,203 名。相談件数は前年度に比べ減少しているが、プラン作成件数は増加をしている。
- ・プラン作成件数が増えたことにより、自立相談支援事業による就労支援対象者は 60 人と増加している。
- ・住宅確保給付金について、新型コロナ関係の施策が終了し実績は随分落ち着いているが、令和 5 年度の実績については新型コロナウイルス感染拡大の前と同程度の水準になっており、令和 6 年度においては前年度に比べてやや増加している。

【委員からの意見】

- ・事項所 6 ページ記載の高齢者世帯とは具体的に何歳以上のことを指すのか
→（保護自立支援課）65 歳以上のことを指し、その方々のみで構成されている世帯のことを高齢者世帯としている。
- ・事項所 8 ページ生活困窮者自立相談支援事業について、新規受付数 429 件のうちプラン作成件数が 90 件と約 2 割にとどまっている。プラン作成まではなかなか至らないのか？
→（保護自立支援課）県内の市町村では多い方である。何度も足を運んでもらい深く知り、寄り添ってプラン作成をするのには難しいものがある。
→（生活相談支援センター）緊急の食糧支援や就労目的ではない相談の対応に追われ

ることや、支援方針がすぐには固まらず、何度も来てくださって初めてプランを作成することがプラン作成件数の伸び悩みの原因だと考えられる。

協議事項(1)令和6年度「就労の広場 求職者相談コーナー」の実績について承認を求める。

< 異議なし 承認 >

3. 協議事業

(2)令和7年度松阪市生活困窮者等就労支援事業実施計画（案）について

【事務局 説明】

1. 事業内容

(1)目的 (2)支援対象者 (3)業務内容 ①市が実施する事項 ②国が実施する事項

2. 業務運営体制 (1)体制 (2)業務取扱日及び時間 (3)運営管理

3. 事業目標について、支援対象者数 180 人以上、就労者数 123 人以上

今年度の変更点

- ・業務運営体制について、働き改革の一環として令和7年度10月1日から窓口受付時間を午前9時～午後4時半とする。
- ・事業目標について就労者数が前年度123人以上から3人増の126人以上。

【松阪公共職業安定所 説明】

令和7年度 生活保護受給者等就労自立促進事業実施計画について

1. 支援体制に関すること

(1)松阪市における支援体制 (2)松阪安定所における支援体制

2. 支援対象者毎の就労支援の役割分担、連携・協力の方法

(1)生活保護受給者の就労支援 (2)児童扶養手当受給者の就労支援

(3)住居確保給付金受給者の就労支援 (4)生活困窮者の就労支援

3. 令和7年度における目標

4. 就労意欲の喚起、職業能力の開発、向上及び雇用機会の確保のための具体策

【委員からの意見】

- ・窓口受付時間の変更により利用者数や相談数にどのような影響が出ると予想されるか
→ (就労の広場) 在職中の方で、出勤前や退勤後に相談に来られる方も一定数いるため、電話対応も受けてはいるが直接お話をされたい方の利用数は減ると考えられる。
- (福祉事務所長) ある一定の期間を設け、時間ごとの来客数を調査したうえで働き方改革の観点から、最も影響が少ないと思われる時間の窓口対応を短縮する予定。来ていただいたお客さんは定時まできちんと対応をすることに加え、どうしても今日中に手続きが必要な場合や予め連絡があった場合は、柔軟な対応をしていくつもりであるためご協力をお願いしたい。

協議事業(2)令和7年度事業実施計画(案)について承認を求める。

< 異議なし 承認 >

【生活相談支援センター、ハローワーク「就労の広場」より説明】

現在の相談窓口の様子、相談内容の傾向、日頃の連携方法、現場での課題などを生活相談支援センター、ハローワーク「就労の広場」より説明をおこなう。

【生活相談支援センター 説明】

- ・松阪市から、生活困窮者自立支援制度について各事業を受託している。

(本日の報告についての補足・現状説明)

- ・令和6年度の新規相談受付は429件で、昨年とほとんど変化ない。現場の感覚としては年々高齢者、その中でも特にお子さんと疎遠になっている方の割合が多いように感じる。そのためハローワークの求人票の字が細かくて見えない、ネットでの給与明細の見方が分からない、携帯の扱いにつまずいて事業所と連絡が取れないなどで悩まれる方が多くみられる。
- ・外国籍の方の割合としては7.3%でフィリピンの方が多く、日本語能力やコミュニケーション能力に課題があり読み書きが苦手で会社の提出書類の意味が分からなくて困っている方が多い。
- ・高町のハローワークでないとできない手続きを求められ、すぐには対応できないといった場面もある。
- ・生活相談支援センターと連絡が取れなくなってしまった方をハローワークさんの方で求職活動の状況を見ていただける点は、連携をしている強みだと考えている。

【ハローワーク「就労の広場」説明】

- ・予約相談が定着していることや、電話でも密に連絡を取り合っていることからか、ここ数年間で生活保護・生活困窮者ともに相談の件数が倍増している。
- ・ひきこもりから生活保護へ誘導された方が一般就労に向けて意欲を持ち、仕事を探し始めている方もいれば、生活困窮者で支援プランに上がった方で生活が立ち行かず、すぐに生活保護になってしまった方もいた。
- ・年齢層としては高齢者の相談は令和5年度に比べ減少しているが、70代の方の相談が印象に残っている。
- ・外国籍の方について例年はフィリピンの方が多いが、昨年度はペルーの方が印象に残っている。
- ・支援者・就労者を増やすために、支援する側も支援対象者もお互いに関係構築を行い支援対象者が自分ごととして前向きに来所し面接に臨めるよう声かけを行っている。
- ・現場における課題や問題点について、病気などを理由に就労意欲が乏しい保護受給者も見受けられる。また、病院受診を進めたいがそれを拒み就職活動を選ばれる方もいる。ケースワーカーや障がい福祉課、その他の支援機関も含めて粘り強くかわっていく必要がある。
- ・ハローワークとしての課題について、6ステップの求人の開拓、求人条件緩和や求人

の切り出しなどを行い、就職した後の定着支援などを評価していきたい。

【委員からの意見】

- ・ 早急な対応はできず要検討ではあるが、見やすい求人依頼票を作っていきたい。
- ・ お昼休憩や有給休暇等で混雑する時間に二人体制が取れないということにならないよう、本庁として対応をしていく。
- ・ 就職するということは一つの指標として注目される場所ではあるが、個人的には定着支援というところがなかなか難しいと考えている。実態としてどのようなケースがあるかを教えていただきたい。
 - (就労の広場)事業所との関係構築ができているため、就職までいくケースは少ない。ただ、1日や2日でやめてしまう場合もあり定着ができないという現状である。
- ・ 通信手段がないという方は高齢者だからなのかそれとも別の理由があるのか。
 - (生活相談支援センター)負債があり、携帯の契約ができない方も一定数いる。
- ・ 生活保護の方の就職活動は長続きしない傾向にあるか。
 - (保護自立支援課)就職活動には応じてもらえるため就職できることもあるが、コミュニケーション障害などが原因で環境になじめなく離職をする方が多い。
- ・ ここ1,2年で精神に関する病を訴える方が急激に多くなっているが、そういった方の相談窓口は1対1で対応をしているのか。
 - (就労の広場)ケースワーカーさんにも一緒にご対応いただいている。
- ・ 介護の訓練にも誘導をしていただいているそうだが、毎日仕事に通うのが難しいという方が多い中で、その訓練を毎日こなせるように何かフォローはしていただいているのか。
 - (就労の広場)就労の広場で相談をしていただいて人と話す練習をしながら、訓練校の先生ともやりとりをし、本人に電話をしたり等することによって就職ができるようサポートをしている。

【三重労働局 説明】

- ・ 資料5ページ生活困窮者に対する就労支援は、支援対象者の目標が180人だったのに対し実績は158人で目標には届かなかったが、就職者数は目標122人に対し実績が137人と目標を達成することができた。
- ・ 就職活動をおこなう中で、様々な要因がある方が多いと思われるが、引き続き粘り強く連携していきたい。

【委員からの意見】

- ・ 資料6ページ松阪市の就職者数が表中で最も多いが、生活保護を受給している方だけの表なのか。
 - (三重労働局)生活困窮者全体の表なので生活保護受給者以外の方も含まれている。
 - (松阪市公共職業安定所)就職数が多いが、支援対象者が少ないことが課題となっている。

【協議会の運営について】

- ・厚生労働省から協議会の構成委員に労働者代表を入れてはどうかという提案があるが先進的に行っている自治体の必要性を見極めたうえで選定していつてはどうか。

【委員からの意見】

- ・労働者代表を構成委員に組み込むのはどういった目的なのか。
→(三重労働局)経営者側や実際に働く方の意見を聞くことができるといった目的がある。
- ・働く側の意見を取り入れることによって、この協議会にどのような利点があるのか。
→(三重労働局)幅広く多くの意見を取り入れることができるようになる。
- ・生活保護の話をすることもあるため、一般の方を入れるのはためられるが具体的にはどのような方を委員として迎え入れるのか。
→(松阪公共職業安定所)商工会議所だったり、経営者団体や労働組合などの幅広い意見を聞いていこうという文書指示がある。
今すぐにというわけではないが、全国の12%が取り入れているため今後必要になってきた場合には再度検討してみてもどうか。
- (三重労働局)経営者団体等を入れることで、助成金などの協力をお願いすることができるというメリットがある。一方で行政の関係者同士で率直な意見交換ができる貴重な場が失われることにもつながる。

【会長より】

- ・構成委員を変更することで様々なメリットデメリットがあるため、メリットが大きくなってきた際には再度構成委員についての検討をしていくこととする。

- ・閉会のあいさつ

午前11時00分 閉会